

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和47年5月9日、資格喪失日は同年7月8日、また、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は48年5月9日、資格喪失日は同年8月24日であると認められことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、4万8,000円及び申立期間②に係る標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月9日から同年7月8日まで
② 昭和48年5月9日から同年8月24日まで

私は、昭和47年か48年ごろA社で警備員の仕事をし、その後、B社で営業職をしていた。その期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたが納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間①については、A社において、また、申立期間②については、B社において、それぞれ勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間①及び②の両事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認することができないものの、社会保険事務所が保管するA社及びB社の申立人に係る被保険者原票には、申立期間①及び②に係る未統合となっている被保険者記録が確認できる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録から、4万8,000円、また、申立期間②に係る標準報酬月額については、B社に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録により、6万4,000円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 277

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 30 日まで
私の平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 30 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8, 000 円に下げられている。当時の報酬は 80 万円くらいあったはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、A社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 7 年 4 月 25 日より後の同年 5 月 8 日に、申立期間の標準報酬月額を、53 万円から 9 万 8, 000 円に引き下げる処理がされていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険の手続に必要な会社の印鑑は私が自ら押印していた。」と供述しており、元経理担当取締役も「会社は、保険料を滞納していたため、社会保険事務所から呼び出しがあり、申立人と同行して指導説明を受け、保険料の一部を支払った記憶がある。」と証言していることから、申立人は代表取締役として、社会保険事務について権限を有する立場であり、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効ではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。